

項番	問合せ例	回答
1	調整給付とは、どのような制度ですか？	令和 6 年分の所得税及び令和 6 年度分の市民税・県民税で実施される定額減税において、定額減税しきれないと見込まれる方（定額減税可能額が減税前税額を上回ると見込まれる方）について、給付金が支給されるものです。 また、給付金の支給後に市民税・県民税の減税や令和 6 年分の所得税額の確定により、給付額に不足額があることが判明した方について、給付金が追加で令和 7 年に支給されるものです。
2	定額減税で引ききれないと見込まれる方への給付（調整給付）の額の具体的な算定方法についておしえてください。	調整給付の算定にあたっては、所得税における控除不足額と個人住民税における控除不足額を足し合わせたのち、一万円単位で切り上げて算出します。 【例】個人住民税所得割が 4,000 円、所得税 12,000 円、減税対象人数 2 人（本人分＋扶養親族親族 1 名分）の場合 個人住民税所得割における控除不足額＝10,000 円×2－4,000 円＝16,000 円 所得税における控除不足額＝30,000 円×2－12,000 円＝48,000 円 個人住民税所得割における控除不足額＋所得税における控除不足額＝16,000 円＋48,000 円＝64,000 円 「64,000」円の一万円単位で切り上げて支給するため支給額は「70,000 円」となります。
3	減税対象人数はどのような人が含まれますか。	減税対象人数には、以下の方が含まれます。 ・納税義務者本人 ・控除対象配偶者（※） ・扶養親族（16 歳未満扶養親族を含む）（※） （※）国外居住者を除く
4	定額減税で引ききれないと見込まれる方への給付給付について、ふるさと納税や住宅ローン控除の運用を受けている納税者についてはどうなるのでしょうか？	ふるさと納税や住宅ローン控除など税額控除後の所得税額及び個人住民税所得割額から、定額減税で引ききれないと見込まれる額を当初給付又は不足額給付で給付することとなります。
5	給付金はどこから支給されますか？	定額減税しきれないと見込まれる方への給付については、個人住民税が課税される市区町村から支給対象の方へご案内がなされる予定です。
6	定額減税については、勤め先の給与や公的年金等の源泉徴収の際に減税されると聞いていますが、定額減税で引ききれないと見込まれる場合の給付はいつ、どこからされますか？	・当初給付について 令和 6 年度個人住民税が課税される市区町村から、令和 5 年の課税状況(所得税、個人住民税)に基づき、定額減税で引ききれないと見込まれるおおむねの額が支給されます。 ・不足額給付について 令和 7 年に個人住民税が課税される市区町村から、令和 6 年分の所得税と定額減税の実績の額が確定した後、上記の当初給付では不足する金額があった場合に、追加で給付されます。

項番	問合せ例	回答
7	令和6年分推計所得税額はどのように計算していますか	現時点で入手している令和6年度個人住民税の情報をもとに「令和6年分推計所得税額」を算定しています。 令和6年度個人住民税は令和5年度分の所得・控除等を元に算出するため、必ずしも令和6年分の状況を反映するものではありません。 令和6年分所得税額が確定したことや修正申告により、給付額に不足があることが判明した場合は、当額不足額を令和7年以降に給付予定です。
8	調整給付を受けるためには、どのような手続きを行ったらよいですか？	給付対象となる方には、調整給付に関する「支給のお知らせ」または「確認書」を送付します。 公金受取口座の登録をされている方は、「支給のお知らせ」を送付します。公金受取口座への支給に問題なければ、支給に関して必要な手続きはありません。 公金受取口座の登録がされていない方は「確認書」を送付します。確認書に必要事項を記入し、添付書類（本人確認書類、口座確認書類等）を同封の上、返送してください。後日、指定いただいた口座に振り込みます。
9	市民税・県民税の納付通知書（税額決定通知書）に記載がある金額が、調整給付額となるのですか？	記載のある額は、市民税・県民税で算出した額になります。この額に所得税で算出した額を加えて、1万円単位に繰り上げた額が給付となります。 今後、調整給付に関する「給付のお知らせ」または「確認書」を送付しますので、内容を確認してください。
10	給付金は所得税等の課税や差し押さえの対象となりますか？ また、生活保護受給世帯の「収入認定」されますか？	今回の給付金については、所得税や個人住民税等を課されず、また、差し押さえができないものとなります。 また、生活保護制度においても、今回の給付金は収入として認定しないこととされています。
11	調整給付の給付額が不足していることが判明した場合はどうなりますか？	令和6年分推計所得税額を活用しており、実績による算定ではないことを踏まえ、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が算定した後、調整給付に不足が生じる場合には、令和7年に追加で不足分の給付を行う予定です。 個人住民税の年税額が年度途中で修正されたことにより調整給付に不足が生じた場合も同様に令和7年に追加で不足分の給付を行う予定です。
12	令和5年分の源泉徴収票や確定申告書の内容と調整給付の額が異なります。どうなっていますか？	調整給付に係る令和6年分の所得税額は、推計所得税額を活用しており、実績による算定ではありません。 令和6年分所得税額が判明した時点で算出した調整給付額と比較し、不足が生じた場合には、令和7年に追加の支給を不足額給付で行ないません。

項番	問合せ例	回答
13	令和5年度に住民税非課税世帯給付金（7万円）もしくは住民税均等割のみ世帯給付金（10万円）を受給しましたが、調整給付は支給対象となりますか？	調整給付の支給要件に該当する場合は、令和5年度住民税非課税世帯給付金（7万円）もしくは住民税均等割のみ世帯給付金（10万円）を受給した方も対象となります。
14	子供が離れて暮らしています。扶養していますが、調整給付の対象となりますか？	お子さんが、国内に居住しており、税法上の扶養に取っている場合には、定額減税・調整給付の対象となります。 なお、国外に居住している場合には、対象にはなりません。
15	令和5年中に出国し、令和6年1月1日には国外に居住していた場合調整給付の対象になりますか？	個人住民税の賦課期日である令和6年1月1日に国外に居住していた場合、令和6年度個人住民課税対象外となり、調整給付を実施する自治体が存在しないことから、給付の対象とはなりません。
16	子供が海外に留学しています。扶養（送金）していますが、調整給付の対象となりますか？	お子さんが、国外に居住している場合には、扶養控除の対象であっても、定額減税・調整給付の対象とはなりません。
17	銀行口座を持っていません。どのように受給できますか。	ご事情をお伺いしますのでコールセンター(098 6 -3 6 -8425)にご連絡ください。
18	現在国外居住中ですが、調整給付を国外金融機関口座へ振り込んでもらうことはできますか？	給付金の振込は国内金融機関口座のみとなります。

項番	問合せ例	回答
19	申請書類を紛失しました。再発行できますか。	再発行可能です。コールセンター(098 6 -3 6 -8425)にご連絡ください。
20	令和 6 年度住民税非課税世帯等給付金を受給した後、税額更正により調整給付の対象となった場合はどうなりますか？	ご本人様からの申請によって調整給付を受給することができます。ただし住民税非課税世帯等給付金で受給した 1 0 万円を返還していただく必要があります。
21	令和 6 年2月都城市に引っ越してきました。調整給付は受けられますか？	定額減税及び調整給付については、令和 6 年度の市民税・県民税を課税する市区町村が行うこととなっています。 令和 6 年度の市民税・県民税は、令和 6 年1月1日に居住していた市区町村が課税を行い、その際、定額減税及び調整給付を行うことになります。
22	自分は留学生で租税条約の適用をうけています。調整給付は受けられますか？	租税条約が適用される所得は、課税所得とされないため、定額減税の対象となりません。 そのため、調整給付も受けられません。